

## 小樽地区バスケットボール協会規約

第1条 この団体は、小樽地区バスケットボール協会（以下「協会」という。略称 Otaru BasketBall Association 又は O.B.A）と称する。

第2条 協会は、小樽及び後志管内のバスケットボール競技の総括団体として、北海道バスケットボール協会及び小樽体育協会の組織に加わり、後志地区を代表するとともに、バスケットボール界相互の親睦並びにこの競技の健全な普及及び発展を図り、もって競技愛好者の精神及び体力の向上を目指すことを目的とする。

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- ・ 小樽地区大会の開催及び主管
- ・ 北海道大会小樽地区予選大会の開催、主管及び後援
- ・ 小樽地区において開催される北海道大会の主管及び後援
- ・ その他協会が必要と認める大会の主催、主管及び後援
- ・ 審判員の養成及び派遣
- ・ 競技力の向上に関する研究及び指導
- ・ 競技規則の研究及び指導
- ・ その他必要な事業

第4条 協会は、第7条第1項に規定する役員及びこの協会に登録されたバスケットボールチームにより組織する。

第5条 協会の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条 協会の事務局は、小樽市に置くこととし、原則として事務局を担当する者の所に置く。

第7条 協会に、次に掲げる役員を置く。

- ・ 会長 1人
- ・ 副会長 若干名
- ・ 理事 必要な人数
- ・ 監査 2人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、1人を事務局長、若干名を事務局次長及び必要な人数を常任理事とする。

第8条 会長及び副会長は、第11条第1項に規定する理事総会（以下「理事総会」という。）において選出する。

2 理事は、協会に登録されたチーム、中学校及びミニバスケットボールを代表する者並びに会長が推薦する者とし、会長が委嘱する。

3 理事長、副理事長、事務局長及び事務局次長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

4 常任理事は、会長が委嘱する。

5 監査は、常任理事会が推薦し、理事総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条 会長は、協会を代表し、協会の一切の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

3 理事長は、協会の一般業務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた順

序に従い、その職務を代行する。

5 事務局長は、協会の事務一般を執行する。

6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、あらかじめ事務局長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

7 常任理事は、常任理事会を構成し、第3条に各号に規定する事業を推進する。

8 理事は、第3条各号に規定する事業を推進する。

9 監査は、必要に応じて、会計を監査する。

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の改選の時期は、西暦偶数年とする。

3 役員に欠員が生じたときは、原則としてその補充を行うものとし、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 理事総会は、会長及び理事をもって構成する。

2 監査は、理事総会において、第9条第9項の規定により実施した監査の結果を報告しなければならない。

第12条 理事総会は、協会が行う事業について、基本的な事項を議決し、又は承認する。

2 次に掲げる事項については、理事総会の議決を得なければならない。

- ・ 当該年度の事業計画
- ・ 当該年度の予算
- ・ 会長及び副会長の選出
- ・ 規約の改正
- ・ その他会長が、理事総会の議決が必要と認める事項

3 次に掲げる事項については、理事総会の承認を得なければならない。

- ・ 前年度の決算
- ・ 監査の選任
- ・ 部長の選任
- ・ その他会長が、理事総会の承認が必要と認める事項

第13条 理事総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会長が招集する。

- ・ 毎年4月
- ・ 理事長から招集の請求があるとき。
- ・ 理事の10分の3以上から、会議の目的とする事項を記載した書面により招集の請求があるとき。

第14条 理事総会の議長は、会長が行う。ただし、会長が議長を行うことができない場合は、会長が指名する者がその職務を代行する。

第15条 理事総会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

第16条 理事総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

第17条 やむを得ない理由により、理事総会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができるものとし、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第18条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、理事長が開催する必要があると認めるとき招集する。

3 常任理事会は、協会の業務について、常務的な事項を議決する。

- 4 常任理事会は、監査、名誉会長、顧問及び参与を推薦する。
  - 5 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
  - 6 常任理事会の議長は、理事長が行う。
  - 7 前各号に定めるもののほか、常任理事会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第19条 協会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長が委嘱する。
  - 3 名誉会長、顧問及び参与は、協会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じるものとする。
- 第20条 協会の運営に係る経費は、協会に登録されたチームが納入する登録料、協会が行う事業による収入、補助金及び賛助金による。
- 第21条 協会に登録するチームは、理事総会において決定された登録料を定められた期日までに納入しなければならない。
- 2 協会に登録するチームは、登録用紙及びチーム代表理事届出書を定められた期日までに提出しなければならない。
- 第22条 第3条各号に定める事業を円滑に行うため、協会に部を置くことができる。
- 2 部の分担する業務は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成6年4月16日から施行する。
- 2 昭和58年4月9日に制定された小樽地区バスケットボール協会規約は、廃止する。

#### 附 則（平成8年4月13日理事総会議決）

- 1 この規約は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規約第10条第1項の規定にかかわらず、平成8年度に改選された役員の任期は、1年とする。

#### 附 則（平成14年4月10日理事総会議決）

この規約は、平成14年4月10日から施行する。

#### 附 則（平成29年4月8日理事総会議決）

- 1 この規約は、平成29年4月8日から施行する。
- 2 改正後の規約第10条第1項の規定にかかわらず、平成29年度に改選された役員の任期は、1年とする。